

[研究室だより]

税効果会計とは

経営ビジネス学科
平川 茂

私は、本年四月に、それまで三年間勤務した宮崎産業経営大学経営学部から移籍してきた。もっとも、前年四月から本学の非常勤講師として、財務諸表論等いくつかの科目を担当していたので、新任教員と呼ぶには差し障りがあるかもしれない。

私の研究分野は外部報告会計、そのなかでも特に税効果会計と呼ばれる分野である。税効果会計とは、損益計算書上の税引前当期純利益に対応する税金費用を計上するために、税金費用の期間配分を行う会計上の手続きのことをいう。

なぜこのような手続きを行う必要があるのか、それは、外部報告会計の目的が、投資家の意思決定に有用な情報を提供することにあるのに対し、法人税法に基づく課税所得計算の目的が、納税者間の課税の公平を達成することにあるという相違に見出すことができる。そこで企業利益と対応するように税金費用を修正し、その金額を外部報告のための損益計算書上に計上しているのである。

では、このような手続きを行うことが、社会にとってどのような意味があるのだろうか。

日本において税効果会計が個別財務諸表をも含めて全面的に導入されたのは、平成十一（一九九九）年一月一日以後に到来した決算期からである。しかし、日本企業の税効果会計の適用は、連結財務諸表に限定すれば、昭和の時代に始まっていた。大蔵省証券局企業財務課（当時）の調査によれば、昭和五十五（一九八〇）年三月三十日までに決算日が到来する会計期間にまでさかのぼることができると。また、日本の都市銀行・信託銀行は平成三年（一九九一）までに日本信託銀行（平成十三（二〇〇一）年に三菱信託銀行、現在の三菱UFJ信託銀行に吸収合併されて解散）を除いて連結財務諸表上、税効果会計を適用していた。平成十一年三月期が日本における税効果会計の全面的導入として注目すべきであるのは、個別財務諸表をも含めた財務諸表への全面的導入だったからである。加えて、銀行をはじめとした金融業のみならず、製造業やサービス業も含めた全業種への導

入でもあったからである。

本来ならば税効果会計は、同年四月一日以後に到来した決算期から適用することとされていた。しかし、当時、民間金融機関は、不良債権処理に伴う自己資本比率規制への対処のため、および株主に対する配当原資確保のため、資本増強を必要とした。税効果会計は資本増強のための「魔法の杖」（同平成十年四月二十八日付）としての役割を期待された。そのため、民間金融機関からの「要請」によって、税効果会計の導入が前倒しされた（日本経済新聞平成十年八月六日付）。

税効果会計は、資本増強のための魔法の杖としての役割を果たした。大手銀行十六行に限ってみれば、税効果会計導入による資本増強額は六兆四千二百億円で、同年三月末時点の資本勘定の三割弱を占めたという（同平成十一年五月二十五日付）。このように税効果会計の導入によって資本勘定をかさ上げすることで、また、税効果会計導入に伴う税引後損益の改善によって不良債権の有税償却が進んだといえる。銀行の不良債権問題については、新聞記事として大きく取り上げられたこともあり、記憶されている向きも多いであろうと思われる。

このように、これまでの私の研究は、主に社会環境との関連で、税効果会計を位置付けてきた。今後は、税効果会計を各制度（会社法、金融商品取引法、法人税法）の中で位置付けていきたいと考えている。加えて、今後私は「確定決算基準」についても研究をしていきたいと考えている。ご存知の向きもあるかもしれないが、確定決算基準とは、一般に、株主総会その他これらに準ずる機関の承認を受けて確定した商法上の決算に基づいて、課税所得の計算を行わなければならないとする考え方のことをいう。

平成十八（二〇〇六）年度五月より施行された会社法との関連で確定決算基準がどのような影響をうけるのか、今後の課題として考えていきたい。